# **ファミリーファクトシート(Family Fact Sheet): 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)パンデミック中における、個別教育プログラム(IEPs)に在籍する児童・生徒のための新型コロナウイルス(COVID-19)補償サービス及びリカバリーサポート:**

2020年8月17日、初等中等教育局(DESE) では、新型コロナウイルス(COVID-19) のため学校中断を余儀なくされ、個別教育プログラム(IEP)に在籍する児童・生徒が可能な限り回復に向かうよう支援するため、ご家族と連携を図る一助となるよう学校と学区に対しガイダンスを発行しました。

そのガイダンスは、*2021年度1月新型コロナウイルス(COVID-19)特別支援教育技術援助諮問：IEPに在籍する児童・生徒の新型コロナウイルス(COVID19)補償サービス及びリカバリーサポート*と呼ばれます。ガイダンスは以下にて閲覧できます。[www.doe.mass.edu/sped/advisories/2021-1-covid-compservices.docx](http://www.doe.mass.edu/sped/advisories/2021-1-covid-compservices.docx).

このファクトシート(Fact Sheet) は、ご家族に向けて初等中等教育局(DESE) のガイダンスの主要点をまとめています。DESEでは、保護者とお子様にとって新しいガイダンスがどのような意味があるのかを話し合うため、お子様の教師と学校管理者と連絡を取り合うことをご家族に奨励しています。保護者が地域の[特別支援教育保護者諮問委員会](https://fcsn.org/masspac/sepac-basic-toolkit/advising-the-district/)(SEPAC)に所属している場合、お子様だけでなく個別教育プログラム(IEP)にいる児童・生徒全員を支援する政策と実践を計画実行するために、学校および学区と協力し合うこともできます。

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

## **個人教育プログラム(IEP)及び無償かつ適切な公教育(FAPE)の導入におけるお子様の権利**

個別教育プログラム(IEP)のどの児童・生徒にも無償かつ適切な公教育(FAPE)を受けさせなければならないと[特別支援教育法](http://www.doe.mass.edu/sped/videos/parents-guide/index.html#/)に定められていることを認識しておくことは大切です。アメリカ合衆国教育省は、パンデミックの間であっても個別教育プログラム(IEP)の児童・生徒はFAPEを提供されるべきだと、これまでも述べてきました。しかしながら、FAPEは新型コロナウイルス(COVID-19)のため、一見異なって見えるかもしれません。例えば、児童・生徒や教師の健康と安全を守るために、春に学校が閉鎖された際、おそらくお子様は教室にいる代わりに、コンピューターか電話を利用して特別支援教育指導やサービスを受けていたでしょう。

## **定義**

学校と学区に対して本ガイダンスでは、知事が2020年3月より開始となる対面教育の[停止](https://www.mass.gov/info-details/covid-19-updates-and-information)を命じた際に、初等中等教育局(DESE)は、パンデミックにより生じた学校中断から個別教育プログラム(IEP)に在籍する児童・生徒の回復支援を図るために、以下のような3種類のサービスを定義しました。

1. **一般教育リカバリーサポート**

これは、学校および地区がパンデミックによって春に対面授業の一時停止余儀なくされた際に、失った技能や知識を取り戻す支援をするためと、社会性と情動を正す助けとなるために、IEPの児童・生徒を含む生徒全員に提供するサポートです。

1. **新型コロナウイルス (COVID-19)補償サービス**

これは、お子様が現在継続しIEPサービスに加えて提供される特別支援教育授業及びサービスです。パンデミックのため、お子様の学習面が低下したり、IEPの目標を満たす効果的な進捗が見られなかった場合、これらのサービスでは、具体的に遅延、中断、停止、そして一時中断されたか又はアクセスできないIEPサービスに及ぼす影響の改善に取り組みます。

1. **新しいIEPサービス**

お子様が障害関連のニーズのある新しい領域に取り組んでいくには、追加の特別支援教育サービスが必要となるかもしれません。そのサービスが必要な場合、それらは「新しいIEPサービス」と呼ばれ、お子様のIEPチームは、IEPでこれらの新しいサービスついて話し合い、取り入れます。

## **児童・生徒の優先**

遠隔授業やサービス提供への急な変更により児童・生徒全員の教育に影響が出ている間、個別教育プログラム(IEP)の児童・生徒の数名は、他の生徒よりもはるかに多くの課題に直面しました。初等中等教育局(DESE)では、これらのサービスを必要とする際に、特定の児童・生徒を最優先にすることを学校と地区に求めています。これらの特定の児童・生徒のグループは以下のとおりです。

* 複雑かつ特別な支援を必要とする児童・生徒。

「[初期障害/必要水準-PL 3](http://www.doe.mass.edu/sped/iep/forms/english/pl3.doc)」と題するフォームの中でIEPのプロセスを通じて「高い必要性」がある者としてすでに認識されている児童・生徒。その児童・生徒のニーズの程度は次によります。(1) どこで児童・生徒がサービスを受けるのか(一般教育の教室内又は一般教育の教室外か)、(2)サービスは、一般教師、特別支援教育の教師、学校の専門職助手、あるいは関連サービスプロバイダーによって提供されるかどうか、及び(3) 児童・生徒が、特別支援教育サービスを受ける時間が、どれくらいの割合なのか。

* + 障害関連のニーズ又は技術設備不足のため遠隔学習に参加することができなかった児童・生徒
	+ 主に拡大・代替コミュニケーション(AAC)を利用している児童・生徒
	+ ホームレスである児童・生徒
	+ 里親又は集合ケアにいる児童・生徒、及び
	+ 英語学習者として二重に特定された児童・生徒
* 適格性評価、或いは幼稚園の特別支援教育サービスの開始が遅延又は中断された未就学児、及び
* 対面教育の一時停止中に22歳になった生徒又は2020 – 2021学年度の最初の3ヶ月の間に２2歳になる予定の生徒、及び22歳になる前に移行プログラムが中断または一時停止された生徒。

教育局は、2020年12月15日までに、両親と個別教育プログラム(IEP)チームがこれらの優先度の高いグループの中の児童•生徒の新型コロナウイルス(COVID19)補償サービスにについて決定を行うため、協議することを推奨しています。

優先度の高いグループに含まれていない児童・生徒については、今秋、学校職員はお子様が新しい教育環境に順応しているかどうか確認を行うため、多少の考察時間を要すると思われます。 また、学校職員はデータを確認し、お子様の学習や情動の必要性に関して話し合うため、保護者へ連絡を取るつもりです。学校および学区では、お子様が必要なサービスと支援を受けているかを確認するために保護者の皆様と連携を図ります。

## **データによる開始**

お子様が必要になる可能性のある新型コロナウイルス(COVID19)補償サービスに関する全ての意思決定は、個別に行われるものであり、情報及びデータに基づいていなければなりません。お子様は、数ヶ月つねに保護者と共に過ごしていたため、学校および学区は、あなた(保護者)からデータと情報を収集することを優先すべきです。保護者は、お子様の学習手段、取り組み、注意力、行動態度、進捗、技能、家庭体験、及び新型コロナウイルス(COVID-19)パンデミックの影響など、お子様に関する重要な情報をスクールパートナーに提供することができます。チームは、お子様の障害、インターネットやPC機器の問題、通訳や翻訳教材が必要だったため、或いはその他の理由があったため、お子様が遠隔でサービスにアクセスすることが困難となったどうかを、保護者である皆様から知る必要があります。

(保護者を含む) お子様の個別教育プログラム(IEP)チームは、IEPの目標達成に向けたお子様の進捗状況におけるすべての情報及びデータに目を通した後、お子様にこれらのサービスやサポートが必要であるかどうかを決定します。

## **お子様に必要なサポートの判断**

初等中等教育局(DESE)は、チーム会議中に話し合いを進めるために、以下のような質問事項を保護者とIEPチームの他のメンバーが活用することを推奨しています。お子様に新型コロナウイルス(COVID19) 補償サービスが必要かどうかを決めるために、必ずしもすべての質問に回答する必要はないでしょう。

1. お子様のIEPに関するサービスの中で、提供されなかったものがありましたか？対面教育が一時停止された時、お子様がリモートアクセスできなかったIEPのサービスはありましたか？
2. お子様は、何らかの技能を失いましたか？
3. お子様は、個別教育プログラム(IEP)の目標達成に向けた効果的な進捗が見られませんでしたか？
4. お子様は、一般カリキュラムの中で、効果的な進捗が見られませんでしたか？
5. お子様が、遠隔でサービスにアクセスできなかった時から回復を図るために、一時的に追加のサポートとサービスの両方、またはいずれか一方が必要ですか？
6. 学校又は学区は、どのような一般教育リカバリーサポートを提供する予定ですか？また、新型コロナウイルス(COVID-19)のため対面教育が延期された際に、影響を受けたお子様の技能や知識を取り戻す手助けとなる一般教育リカバリーサポートは十分足りていますか？
7. お子様には、新型コロナウイルス(COVID19)補償サービスが必要ですか？必要な場合、どのようなサービスで、どの程度でしょうか？これらのサービスは、IEPサービスが行われなかった時間数と全く同じ時間数にならない可能性があることに留意してください。しかしながら、サービスは、個々のお子様のニーズに対応しなければなりません。新型コロナウイルス(COVID19)補償サービスの目標は、新型コロナウイルス(COVID19)パンデミックにより生じた教育中断からのお子様の回復支援をすることです。保護者とIEPチームの他のメンバーは、そのためにどのサービスが必要であるかを話し合います。
8. お子様には、新しい個別教育プログラム(IEP)サービスが必要ですか？必要な場合、どのようなサービスで、どの程度でしょうか？お子様が障害の疑いのある新領域でテストがまだ行われていない場合、再評価あるいは新しいテストが必要かどうか、お子様のスクールパートナーと決定していただく場合があります。

## **IEPチーム会議を開く、或いはIEPチームを招集せず学区に相談する**

お子様が 新型コロナウイルス(COVID-19)補償サービスが必要であるかどうかを保護者と学区が協議し決定するには2つの方法があります。そのひとつは個別教育プログラム(IEP)会議です。その会議は、完全な個別教育プログラム(IEP)チームで、或いはチームの中の全員とIEP会議を行うことは必要ではないと保護者が判断した場合、数名のチームメンバーのみで行うことが可能です。例えば、お子様の数学の評価が書面で記載されているのであれば、数学の教師は通常チーム会議に出席するものであっても、保護者は数学教師と話す必要がないと思うかもしれません。学校は、通常のメンバーが出席せずにIEP会議を行うために保護者の許可を得ることが必要になります。

保護者と学区が連携するためのもうひとつの選択肢は、IEP会議を招集ことを選択せず、より非公式な形で、学校とお子様の新型コロナウイルス(COVID19)補償サービスのニーズについて話し合うことです。この場合、学校と非公式に話すことにより、お子様のニーズが十分かつ効果的に満たされると感じられるかもしれません。IEP会議を行わず、その代わりに学校管理者とお子様の新型コロナウイルス(COVID19)補償サービスのニーズについて話し合うかどうか、保護者にその選択権があります。保護者がIEP会議は必要ないと決定した場合、学区はその決定を保護者とともに書面に記載します。サービスまたはサポートに関するいかなる決定についても、以下に説明するように、学区によって書面に記載されます。

## **お子様が必要とするサポートを記録する**

お子様が必要とする異なる種類のサポートは、異なる方法で文書化することができます。

1. すべての児童は、学校より提供される**一般教育リカバリーサポート**を活用することができます。学校および学区には、お子様が受け取ることになる一般リカバリーサポートのリストを書き記し、保護者に渡すことが義務付けられていませんが、お子様のIEPチームとこれらのサービスについて話しておくと良いでしょう。一般教育リカバリーサポートに関する質問がある場合、今秋、学校が学習を再開する児童・生徒全員に対しどのように支援するのかを詳しく知るために、お子様の担任あるいは学校長に連絡しておくと良いでしょう。
2. 保護者とそのお子様のIEPチームのメンバーが、IEP会議で、又は非公式の会議によって、お子様に**(COVID-19) 補償サービスが**必要であるということに同意する場合、その学区は、サービスの種類と数、またどのくらいの頻度でどのくらいの期間サービスを受けることになるか、お子様の進捗はどのようにモニタリングされるのか、それらのサービスへの交通手段は必要かどうかなどを書き出さなければなりません。学区は、初等中等教育局(DESE)フォーム、[学区提案通知書/N1](http://www.doe.mass.edu/sped/iep/forms/english/n1.docx)、又は会議のメモを使用し、保護者の母国語で複製(コピー)を渡します。

現在の学年の間に、お子様は直接またはリモートで新型コロナウイルス(COVID-19)補償サービスを受け取るかもしれません。

1. お子様に新たに障害関連のニーズが生じたために必要となった**新しい個別教育プログラム(IEP)のサービス**は、 [IEP フォーム](http://www.doe.mass.edu/sped/iep/forms/english/iep1-8.docx)又は[IEP 修正フォーム](file:///C%3A%5CUsers%5Cnawar.ausaj%5CDesktop%5CJapanese%5Ciep-a1-a2.docx)に記載されます。

## **お子様に特別支援教育サービスが必要どうかを判断するため、学校がテストを行うことを保護者が希望しているものの、新型コロナウイルス(COVID-19)のためプロセスが遅れた場合**

パンデミックのために予期せず校舎が閉鎖された際、学校は対面で生徒を評価することができませんでした。これは未就学児•高学年児に関わらず、あらゆる年齢の児童•生徒に該当しました。今後、学区は出来る限り早急に特別支援教育サービスの必要性に対する評価を実施し、テスト及びIEP会議のタイムラインに合わせる最善の方法について保護者と話し合う必要があります。それによって、お子様がプログラム基準を満たしているかどうか、児童・生徒が必要なサービスを受けることが可能かどうかを保護者は知ることができるからです。

お子様に、特別支援教育サービスの適格性が証明された場合、IEPチームは、お子様に対しIEPを展開します。保護者とIEPチームのメンバーが、IEP会議中にお子様のニーズに関して話し合う際、共に行う判断のひとつは、IEP会議の開催とテストの延期のためお子様は新型コロナウイルス (COVID-19) 補償サービスが必要であるかどうかということす。これは早期介入(EI) によって紹介された幼児を含め、パンデミックで判定が遅れた特別支援教育サービスの新規適格基準を満たした全ての児童・生徒に該当します。

## **お子様がある学区から学区に移った場合、或いは新しいチャータースクール又は職業技術学校に通っている場合**

お子様が、2020年春に通学した学校や学区とは異な学区校、チャータースクール、又は職業技術学校に2020-2021度に通学する場合、お子様に新型コロナウイルス(COVID-19)補償サービスと新しいIEPサービスの両方かどちらか一方が必要かどうかを決定するため、新しい学区や学校がIEP会議を招集することになっています。この場合、以前の学区が新型コロナウイルス(COVID-19)補償サービスを支払うため、新しい学区や学校は、以前の学区や学校からの代表者を会議に招く場合があります。

## **お子様が協働学校または認定特別支援学校に通学している場合**

お子様が学区外の学校に通学している場合、お子様の特別支援教育プログラムを担当している学区が、IEP会議を招集します。学区は、チームがお子様の新型コロナウイルス(COVID-19)補償サービス又は新しい IEPサービスの必要性の有無など全ての情報を所持しているか確認するために、協働学校または認定特別支援学校と連携を図ります。なお、保護者がIEP会議を招集せず、代わりに学校管理者とお子様のニーズについて話し合うことに決めた場合も、あらゆる計画の話し合いに、協働学校または認定特別支援学校の代表者を含めなければなりません。

## **2020年3月17日から１2月23までの間にお子様が22歳になった、又は22歳になる場合**

お子様が12月23日までに22歳になる、又は校舎が閉鎖されていた時に22歳になった場合、  保護者及び 個別教育プログラム(IEP)のメンバーは、お子様が可能な限りスムーズに成人期へと移行できるよう、連携して取り組むことができます。たとえお子様の22歳の誕生日がすでに過ぎていたとしても、以下の場合は、IEP会議を招集することが大切であると 初等中等教育局(DESE) のガイダンスは指摘しています。

1. お子様は、対面教育の予期せぬ中断の間にサービスを受けることができなかった場合。
2. お子様が、リモート学習中に学力が後退した又は効果的な進捗が見られなかった場合。
3. お子様は、日常の変化でかなりの困難を強いられており、追加の学校サービスが受けられない場合、対面教育の終了が結果として過度に困難を強いられる成人対象の政府機関サービスへの移行になることが懸念される場合。
4. マサチューセッツ州リハビリテーション部局(MRC)、開発サービス局(DDS)、及び精神保険省(DMH)のような成人対象の関係政府機関との繋がりがまったくないか、或いは多少の繋がりがあっても最小限の試みしか行っていない場合。
5. 新型コロナウイルス(COVID-19) のため、保護者とお子様が、特定された移行サービスを導入できずにいるか、或いは新型コロナウイルス(COVID-19) により成人対象の政府機関が、保護者と実行できずにいる場合。
6. お子様は、22歳の誕生日までに必要な能力の判定要件を満たすことが見込まれているが、対面教育が一時停止されたため、行うことができていない場合。

お子様が14歳以上になると、IEP会議にも出席するよう招待を受けます。成人対象の政府機関からのサービスを受けることを考えている場合、学区ではその機関の代表者も出席を呼びかけられます。学校職員と政府機関の職員が、お子様を援助するために保護者と連絡を取り合い協力し合うことが重要です。

会議では、保護者、お子様、及び他のIEPチームのメンバーは、お子様に新型コロナウイルス(COVID-19)補償サービスが必要であるかどうかを検討する際、お子様の成人期のための移行におけるニーズと計画を留意してください。

このファクトシート(Fact Sheet)の上記で説明されているような非公式会議を行うことがお子様のニーズに合うと思う場合、又はお子様がすでに正常に成人期へと移行し、学校サービスはこれ以上必要ないと思われる場合は、IEP会議を要請しないことも選択肢であることにご留意ください。

## **法的権利**

保護者とお子様の権利に関して詳しくお知りになりたい場合は、[*手続き上の保護措置に関する保護者への通知*](http://www.doe.mass.edu/sped/prb/)をご覧ください。また他のIEPメンバーに同意しない場合、次の手順として、いくつかの選択肢があります。例えば、初等中等教育局(DESE)の[問題解決システム](http://www.doe.mass.edu/prs/)で苦情を申し立てることもできます。または、IEPチーム会議、[調停](https://www.mass.gov/mediation-at-the-bsea)と[適正手続審理](https://www.mass.gov/due-process-hearings)の両方、またはいずれか一方を要請するために[特別支援教育審査管理局](https://www.mass.gov/orgs/bureau-of-special-education-appeals)(BSEA) へ連絡を取ることも可能です。

## **初等中等教育局(DESE)のガイダンスに関する質問がある場合**

このファクトシート(Fact Sheet) 又は*2021年度1月新型コロナウイルス感染症(COVID-19)特別支援教育技術援助諮問: 新型コロナウイルス(COVID-19)補償サービス及び個別教育プログラム(IEP)に在籍する児童・生徒のためのリカバリーサポートのガイダンス*資料に関するご質問は、初等中等教育局(DESE)の問題解決相談窓口となる電場番号781-338-3700又はEメールcompliance@doe.mass.eduにてお問い合わせください。なお、新型コロナウイルス(COVID-19)パンデミック中の特別支援教育に関する詳しいガイダンス及び情報は、初等中等教育局(DESE)＆新型コロナウイルス(COVID-19)特別支援教育の[ウェブサイト](http://www.doe.mass.edu/covid19/sped.html)をご覧ください。